

日本社団会員規則

(名称)

第1条 本社は、日本社団と称する。

(事務所)

第2条 本社の事務所は東京都港区虎ノ門3丁目18番6号日本社団ジム5F614に置く。
ただし、本社の運営上特に必要があり、理事会で決定した場合は他に置くことができる。

(目的)

第3条 本社は、爪道及び鎌道・鞭道（以下「爪道等」という。）を日本を代表とする唯一のものとして、社会に普及させることを目的とする。

(事業)

第4条 本社は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 爪道等の普及に関する事業
- (2) 段、級の審査会の開催
- (3) その他、目的の達成に必要な事業

(構成員)

第5条 本社の構成員は、正会員、通常会員、賛助会員とする。

- 2 その会費は社員総会が定める。
- 3 通常会員は所定の入会手続きを行い、別表1に定める会費を納めたものとする。
- 4 賛助会員は本社の目的を賛助し、本社の発展に尽力しようとする者とする。

(称号・段級位)

第6条 通常会員は、本所に所属し、日本社団の会員となり、爪道、又は鎌道・鞭道の級位、段位の審査、称号の推薦を受け、その資格を取得することができる。

(機関・議決)

第7条 本社の議決を行う機関として、社員総会及び理事会を置く。

- 2 社員総会は正会員で構成し、正会員総数の2分の1以上の出席をもって成立し、多数決をもって議事を決する。
- 3 社員総会は会長が招集するものとし、毎年1回以上開催し、次の事項を議決する。
 - (1) 年度事業計画及び予算
 - (2) 年度事業報告及び決算の承認
 - (3) 役員の選任
 - (4) 本社の解散、合併に関する事項
 - (5) 会員の除名に関する事項
 - (6) その他、本社の運営に関する重要事項

4 理事会は会長が招集し、社員総会に付託すべき事項及び社員総会の議決の執行に関する事項及び本社の日常の運営に関する事項を議決し執行する。議長は会長が務める。

5 理事会は役員の数分の1以上の出席をもって成立し、多数決をもって議事を決する。

(役員)

第8条 本会社に次の役員を置く。

会長（1名）	会長は本会社を統括し代表する。
副会長（1名）	副会長は会長を補佐する。
専務理事（1名）	専務理事は会長、副会長を補佐する。
常務理事（1名）	常務理事は会長、副会長、専務理事を補佐する。
監事（1名）	監事は役員の職務執行を監査する。

2 役員は社員総会で選任する。任期は2年とし、再任を妨げない。権限、責務等は、社員総会が定める。

3 会長、副会長、専務理事、常務理事をもって理事会を構成する。

4 監事は理事会、社員総会に出席し発言することができる。役員及び理事会が機能しない時は、社員総会を招集できる。

(入会の希望)

第9条 本会社に入会を希望する者は本会社の会員規則を遵守し、所定の諸事業及び事務の遂行に全幅の協力を尽くす義務を有するものとする。ただし、会長が正当な理由であり、やむを得ないと認めた者についてはこの限りではない。

(会費の納入)

第10条 通常会員が引き続き在籍を希望する時は毎年4月までに会長に届け出て、会費を納入するものとする。

(入会の手続)

第11条 新たに入会、又再入会を希望する者はその旨を会長に届け出て、本会社所定の会員登録書に記入し、会費を添えて会長に提出するものとする。

(通常会員)

第12条 入会者は前2条の手続きを完了し、本会社より会員証を下付されて通常会員となる。

(退会の手続)

第13条 事情により本会社を退会せんとする会員はその旨を会長に届け出るものとする。

(除名)

第14条 会員が本会社の名誉を著しく阻害した場合、又は本会社の会員規則に違反した場合は、理事会の議決により、除名することができる。

(会員証の無効)

第15条 退会者は前2条の会員証は即日無効となる。

(退会者の既納)

第 16 条 総ての退会者の既納の金品は一切返還しないものとする。

(事業年度)

第 17 条 本社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日とする。

(財産の管理)

第 18 条 本社の会計処理及び管理方法は理事会が定める。

(会員規則の改正)

第 19 条 会員規則の改正は社員総会において正会員の 3 分の 2 以上の賛成をもって決する。

(細則)

第 20 条 この会員規則に定めのない事項及びこの会則の実施に必要な細則は、理事会が定める。

(雑則)

第 21 条 この会員規則は令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

別表 1

〔年間会費〕

区分	納入金額
高校生（相当年齢）以下	1,000
一般者	2,000
称号保有者	4,000

〔段、級、称号、審査受験料及び手数料〕

区分	受験料
2 級以下	600
1 級	1,000
初段	2,000
弐段	4,000
参段	6,000
四段	8,000
五段	10,000
六段	12,000
七段	14,000
八段	16,000
錬士	13,000
教士	20,000
範士	

〔登録料〕

区分	登録料
2 級以下	400
1 級	500
初段	1,000
弐段	2,000
参段	3,000
四段	4,000
五段	5,000
六段	20,000
七段	40,000
八段	80,000
錬士	40,000
教士	60,000
範士	100,000